



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 民生委員児童委員活動の環境整備に向けて

(川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会報告書)

川 崎 市  
令和 4 年 1 月

## 目 次

<b>1. はじめに</b>	<b>1</b>
<b>2. 川崎市の民生委員児童委員の現状</b>	<b>3</b>
(1) 人口の推移・世帯の状況	
(2) 将来推計人口	
(3) 民生委員児童委員の定数、年度末現在数、充足率等	
(4) 活動件数等	
(5) 民生委員の認知度（知っている割合）	
(6) 民生委員児童委員活動に関するアンケート調査結果（平成 30 年）	
(7) 現状のまとめ	
<b>3. 民生委員児童委員制度を取り巻く動向</b>	<b>15</b>
(1) 国（厚生労働省）における検討	
(2) 全国民生委員児童委員連合会における検討	
(3) 川崎市における検討	
(4) 地域共生社会の実現に向けた動向	
<b>4. 民生委員児童委員の活動環境における課題と対応について</b>	<b>18</b>
(1) 活動環境における課題	
(2) 民生委員児童委員制度・活動に関する広報・普及	
(3) 民生委員児童委員の活動・役割の確認・見直し検討	
(4) 地区民児協で支え合える仕組みづくり	
(5) 民生委員児童委員の配置状況の把握と担い手の確保策について	
(6) 互助を支える仕組みづくりにおける多様な主体による連携方策の構築	
<b>5. 今後に向けて</b>	<b>31</b>
<b>資料編</b>	<b>33</b>
・川崎市民生委員児童委員のあり方に関する懇談会開催運営等要綱	
・川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会（民生委員児童委員のあり方に関する懇談会） 委員名簿	
・川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会の検討経過	
・川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会における主な意見	

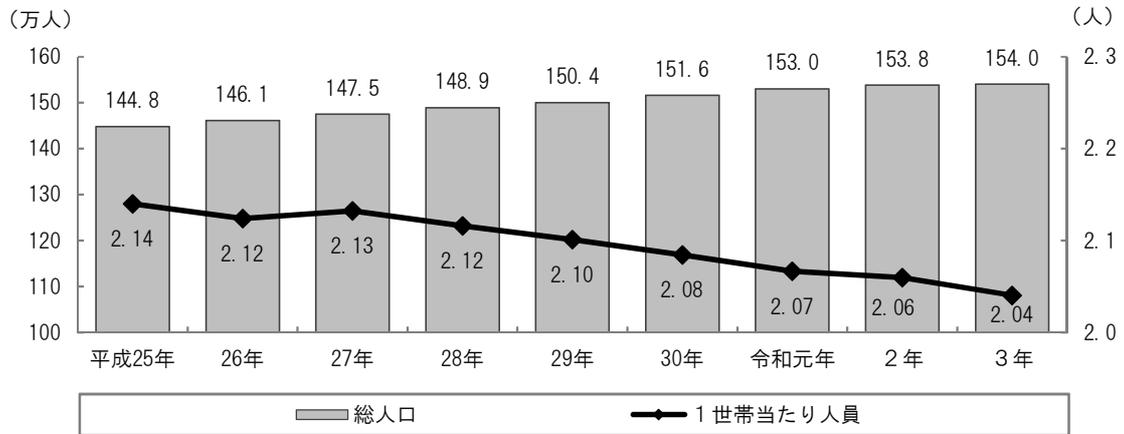
## 1. はじめに

- わが国においては、超高齢社会を迎え、人口減少と高齢化が同時に進展しています。しかしながら、本市においては、令和 12（2030）年まで人口が増加することが見込まれており、全国平均と比べると市民の平均年齢も若い都市です。また、高齢化についても、令和 2 年度末に 21% を超え、超高齢社会に突入したところです。
- こうした中で、本市では、子どもから高齢者まで、すべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を目指して、「地域包括ケアシステムの構築」に取り組んでいます。
- 本市の「地域包括ケアシステムの構築」に向けては、民間企業も含めた多様な主体の連携により、包括的な支援体制づくりを目指すものです。そうした中で、民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手であり、見守り役として、地域で活動する様々な主体の中核を担う存在であり、日頃から見守りをはじめとした様々な活動に尽力されています。
- 一方で、今日、地域社会においては、家族・地域社会の変容などにより、ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、民生委員児童委員においても、これまで以上に地域住民とのネットワークを構築し、地域の「気になる人」を早期に発見し、適切な支援につなぐことが求められています。
- 本市の民生委員児童委員の充足状況としては、直近の令和元年 12 月の一斉改選では、充足率が 81.6%と 20 政令指定都市中最下位で、前々回、平成 28 年 12 月の一斉改選の充足率 87.8% も大きく下回っている状況です。
- 平成 28 年 12 月の一斉改選に向けては、これに先立ち、「川崎市民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置して課題と対策を整理し、推薦対象者の年齢要件の見直しなどを行うとともに、その後も、対策の実施に向けて取り組んできたところですが、その後も、充足率は低下傾向にあります。
- 平成 30 年に実施した本市の民生委員児童委員へのアンケートによると、67.6%と 7 割弱の方が活動に負担を感じている一方で、79.2%と概ね 8 割の方がやりがいを感じて活動を続けています。こうした中で、これまで整理してきた課題をもとに、民生委員児童委員がやりがいを感じられるように、活動の負担感を軽減し、継続して活動していただける環境づくりを進めていくことが重要と考えます。
- そこで、次回の令和 4 年 12 月の一斉改選を見据えて、「川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会」を設置し、これまで整理してきた課題に対する対応策を少しでも形にしていくという視点で、「広報・啓発」「業務整理」「地域づくり手法構築」の 3 つの取組を中心として検討することとしました。

- 「広報・啓発」の取組としては、広く民生委員児童委員の活動を知っていただき、地域の身近な相談相手であり、見守り役であるという役割を市民に広く普及していきます。さらに、民生委員児童委員となる候補者の方々をはじめ、町内会・自治会や地域福祉関係の代表者で構成される地区世話人会のメンバーなどを対象に、地域にその役割を広報し、広く必要性についての認識を高めるための具体的なツールを検討しました。
- 「業務整理」の取組としては、現状の業務量に負担感を感じている方は多く、その中で、地域福祉を推進していくための業務の占める割合が高くなっている状況を踏まえ、業務内容の整理を行い、関係者と認識を共有した上で、働きかけ方等を検討しました。
- 「地域づくり手法構築」の取組としては、民生委員児童委員は、日頃から地域づくりに取り組んでおり、今般、川崎市民生委員児童委員協議会（以下、「市民児協」という。）においても、地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）ごとに、「地域版活動強化方策」をまとめることを目指しています。一方、本市においても、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進し、互助を支える仕組みづくりに取り組んでいます。双方の取組が重なり合う部分があることから、連携手法を検討し、効果的な取組の推進を目指します。
- こうした具体的なテーマについての取組検討とともに、民生委員制度を円滑に持続的な運用を図っていくための方策について併せて検討し、今回検討内容を取りまとめました。
- この報告書が契機となって、民生委員児童委員の皆様が少しでも活動がしやすくなり、地域において、多様な主体とより良い連携が進み、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」に一歩ずつ近づいていくことができれば幸いです。

## 2. 川崎市の民生委員児童委員の現状

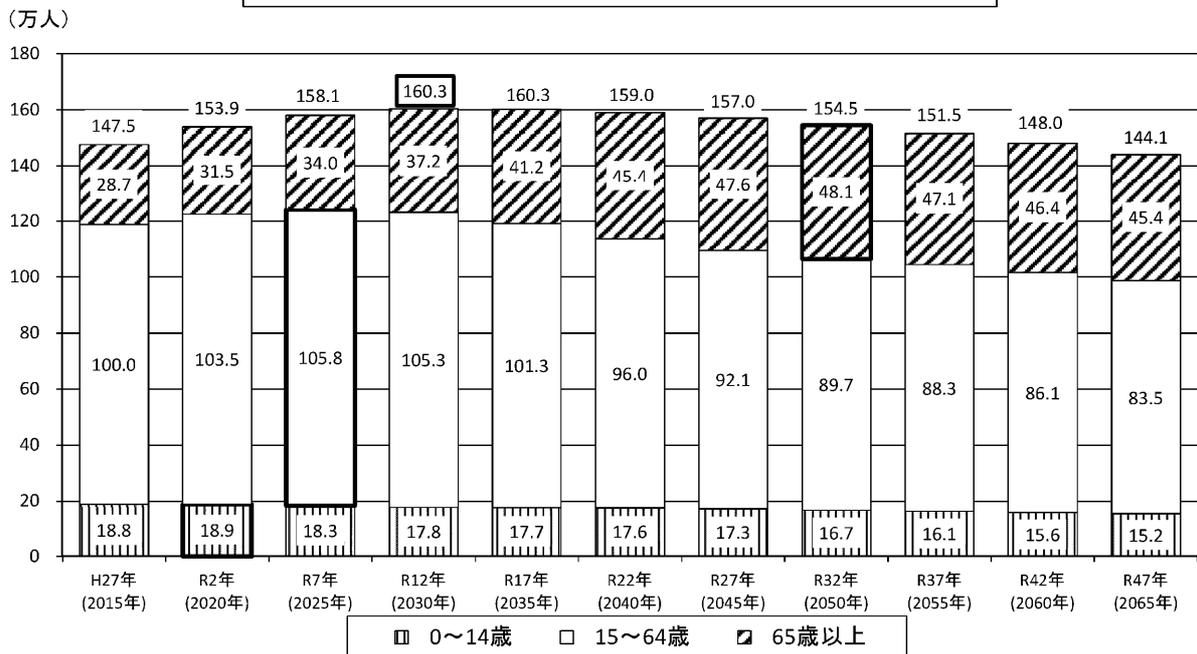
### (1) 人口の推移・世帯の状況…令和3年10月現在、154.0万人



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在)

### (2) 将来推計人口…2030年に160.3万人となると推計

総人口のピーク	： 令和12 (2030) 年頃	約 160.3万人
老年人口のピーク	： 令和32 (2050) 年頃	約 48.1万人
生産年齢人口のピーク	： 令和 7 (2025) 年頃	約 105.8万人
年少人口のピーク	： 令和 2 (2020) 年頃	約 18.9万人



資料：「第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」 令和3年4月 川崎市総務企画局

(3) 民生委員児童委員の充足率等…令和元年度末の充足率は 83.7%

出典：福祉行政報告例より

	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
1. 川崎市			
定数(人)	1,596	1,724	1,813
年度末現在数(人)	1,491	1,517	1,517
充足率	93.4%	88.0%	83.7%
うち主任児童委員定数(人)	112	114	114
うち主任児童委員現在数(人)	111	107	107
2. 全国			
定数(人)	236,272	238,349	239,467
年度末現在数(人)	230,060	230,739	229,071
充足率	97.4%	96.8%	95.7%
うち主任児童委員定数(人)	21,801	21,891	21,974
うち主任児童委員現在数(人)	21,281	21,363	21,266

(4) 活動件数等…活動日数は令和元年度 131.1 日

出典：福祉行政報告例より

	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
川崎市 現員数(人)	1,491	1,517	1,517
活動件数	229,351	227,229	214,979
(民生委員一人あたり)	153.8	149.8	141.7
相談・支援件数	25,833	20,604	17,679
(民生委員一人あたり)	17.3	13.6	11.7
調査・実態把握	11,630	11,473	12,331
(民生委員一人あたり)	7.8	7.6	8.1
行事・事業・会議への参加協力	59,284	54,124	48,133
(民生委員一人あたり)	39.8	35.7	31.7
地域福祉活動・自主活動	80,653	85,909	82,574
(民生委員一人あたり)	54.1	56.6	54.4
民児協運営・研修	49,578	52,348	51,529
(民生委員一人あたり)	33.3	34.5	34.0
証明事務	1,864	2,534	2,262
(民生委員一人あたり)	1.3	1.7	1.5
要保護児童の発見の通告仲介	509	237	471
(民生委員一人あたり)	0.3	0.2	0.3
訪問回数	112,666	106,429	96,474
(民生委員一人あたり)	75.6	70.2	63.6
連絡調整回数	142,446	143,536	143,213
(民生委員一人あたり)	95.5	94.6	94.4
活動日数	213,111	212,686	198,872
(民生委員一人あたり)	142.9	140.2	131.1

(参考)

		平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
全国	現員数 (人)	230,060	230,739	229,071
活動件数		32,913,126	32,450,490	30,292,773
(民生委員一人あたり)		143.1	140.6	132.2
相談・支援件数		6,714,349	6,051,342	5,362,338
(民生委員一人あたり)		29.2	26.2	23.4
調査・実態把握		5,045,794	4,620,115	4,086,558
(民生委員一人あたり)		21.9	20.0	17.8
行事・事業・会議への参加協力		6,083,672	6,083,234	5,528,921
(民生委員一人あたり)		26.4	26.4	24.1
地域福祉活動・自主活動		8,612,930	8,933,294	8,653,514
(民生委員一人あたり)		37.4	38.7	37.8
民児協運営・研修		5,900,701	6,215,358	6,174,261
(民生委員一人あたり)		25.6	26.9	27.0
証明事務		470,494	487,190	432,522
(民生委員一人あたり)		2.0	2.1	1.9
要保護児童の発見の通告仲介		85,186	59,957	54,659
(民生委員一人あたり)		0.4	0.3	0.2
訪問回数		37,173,214	37,119,205	35,863,593
(民生委員一人あたり)		161.6	160.9	156.6
連絡調整回数		16,471,894	16,799,113	16,933,250
(民生委員一人あたり)		71.6	72.8	73.9
活動日数		30,063,974	30,064,932	29,074,289
(民生委員一人あたり)		130.7	130.3	126.9

出典：福祉行政報告例より

※ (3) (4) の充足率、活動件数等については、表上、直近の令和元年度（一斉改選年）から、3年ごとの一斉改選年を遡り、平成 28 年度、25 年度と比較。

**(5) 民生委員の認知度（知っている割合）…認知度は、50%超**

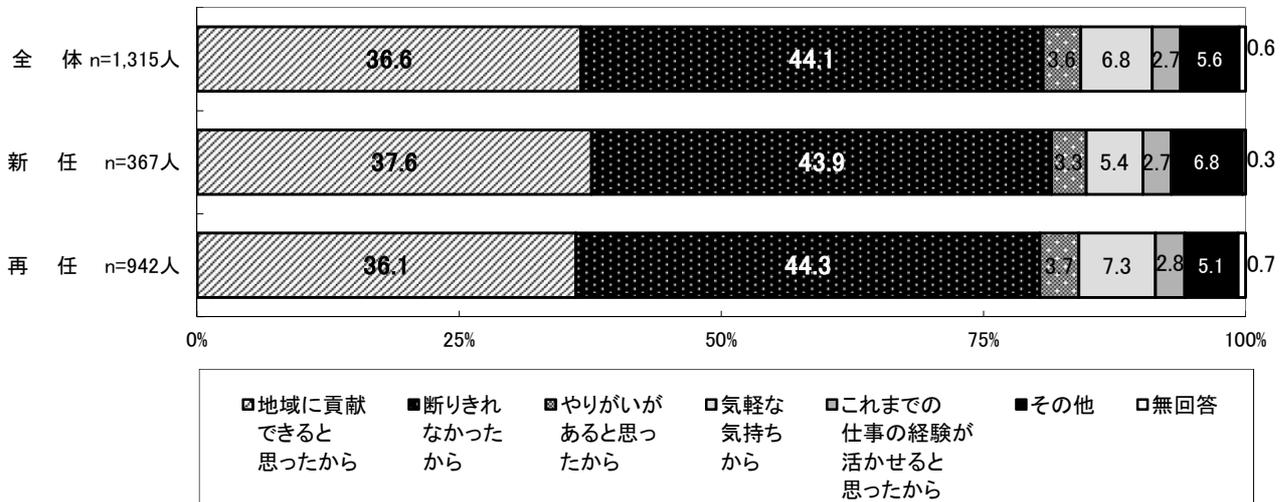
第 3 回（平成 24 年度）	第 4 回（平成 28 年度）	第 5 回（令和元年度）
52.5%	52.6%	53.9%

出典：川崎市地域福祉実態調査より

## (6) 民生委員児童委員活動に関するアンケート調査結果（平成30年）

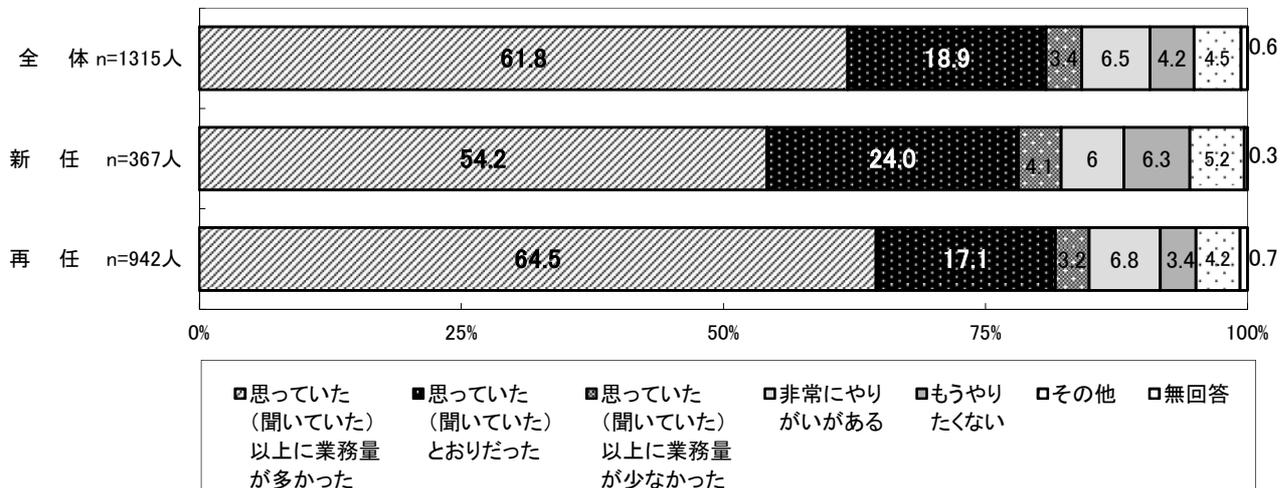
### ① 民生委員児童委員を引き受けた動機

民生委員児童委員を引き受けた動機は、「新任」「再任」では「断りきれなかったから」が40%を超えて最も多くなっているとともに、「地域に貢献できると思ったから」が35%を超えている。



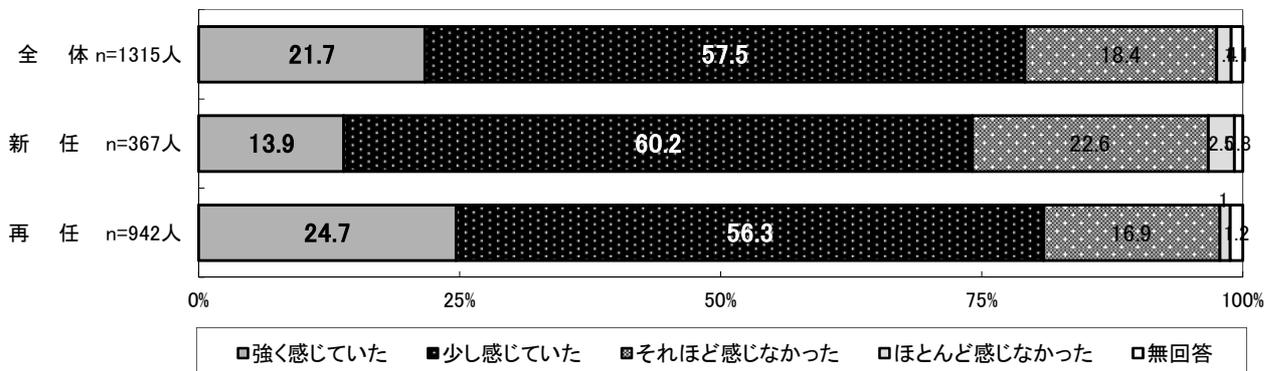
### ② 民生委員児童委員に実際になってみた感想

民生委員児童委員に実際になってみて感じたことは、「思っていた（聞いていた）以上に業務量が多かった」が過半数を超え、特に「再任」では64.5%となっている。



### ③民生委員児童委員にやりがいを感じるか

民生委員児童委員活動のやりがいについて、「強く感じていた」「少し感じていた」を合わせると、「新任」「再任」とともに70%を超えている。



単位：件

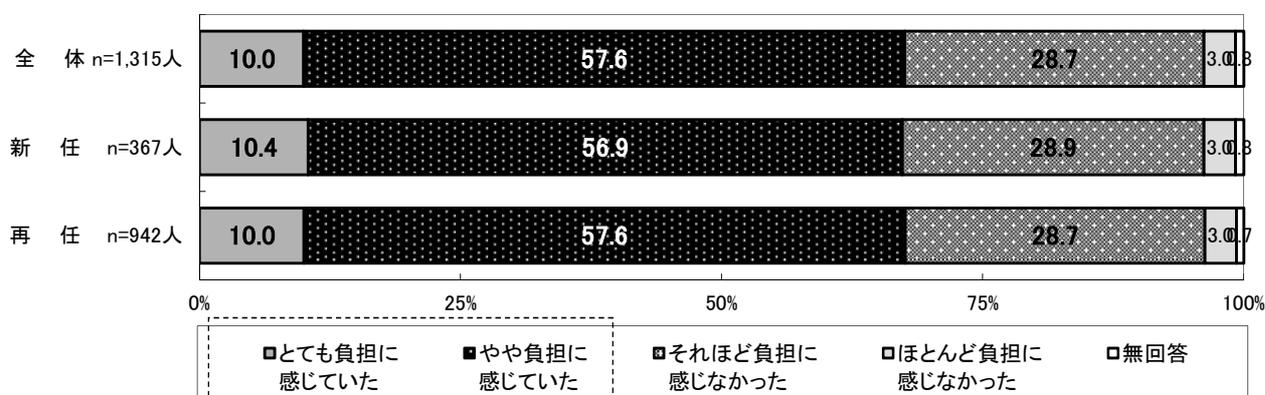
内容	新任	再任	総計
地域交流	36	130	166
地域住民から感謝されたとき	40	124	164
福祉貢献	31	52	83
頼りにされること	13	43	56
地域住民からの相談	8	46	54
勉強	12	37	49
民生委員児童委員の職務	10	37	47
地域状況の理解	17	29	46
行政とのパイプ役	11	26	37
社会奉仕	14	24	38
地域住民との信頼関係	6	29	35
地域福祉	8	19	27
課題解決	4	18	22
達成感	1	12	13
研修	5	7	12
あいさつ	3	8	11
ボランティア	3	5	8
住民との笑顔	3	5	8
民生委員児童委員の責任	1	3	4
学校行事について	1	2	3
その他	6	17	23
合計	233	673	906

主な内容（上位3項目から抽出）

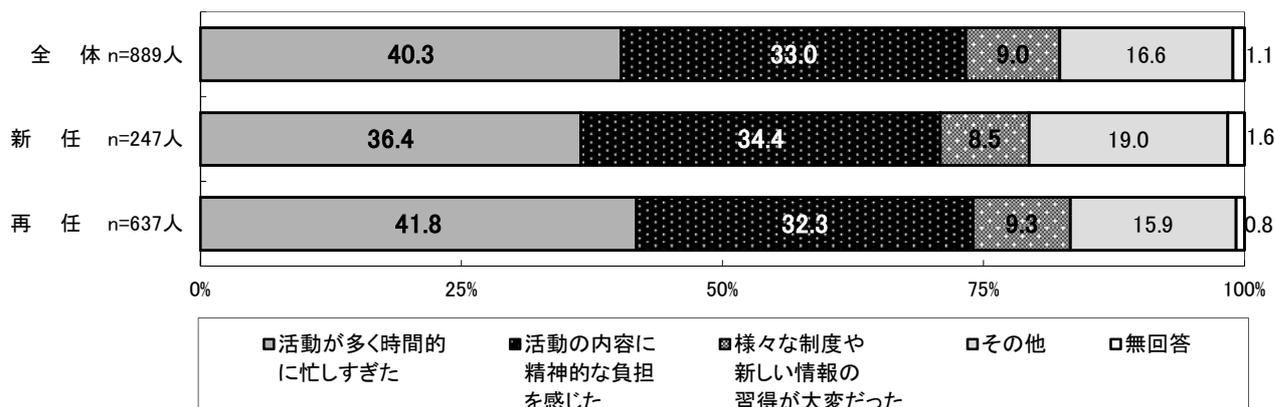
- ・町内の人々の顔が見える。
- ・相手から頼りにされ感謝をされたとき。
- ・地域の中で困っている方や、不自由な環境で過ごされている方々に少しでも手助けが出来ている事にやりがいを感じています。

#### ④民生委員児童委員活動に負担を感じるか

民生委員児童委員活動への負担感は、「やや負担に感じていた」がいずれも50%を超えて最も多くなっており、「とても負担に感じていた」と合わせると67%前後となっている。



負担に感じていた人のうち、もっとも負担に感じていたことは、「新任」「再任」「退任」いずれも「活動が多く時間的に忙しすぎた」が最も多く、全体では40%を超えている。次に「活動の内容に精神的な負担を感じた」が多くなっている。

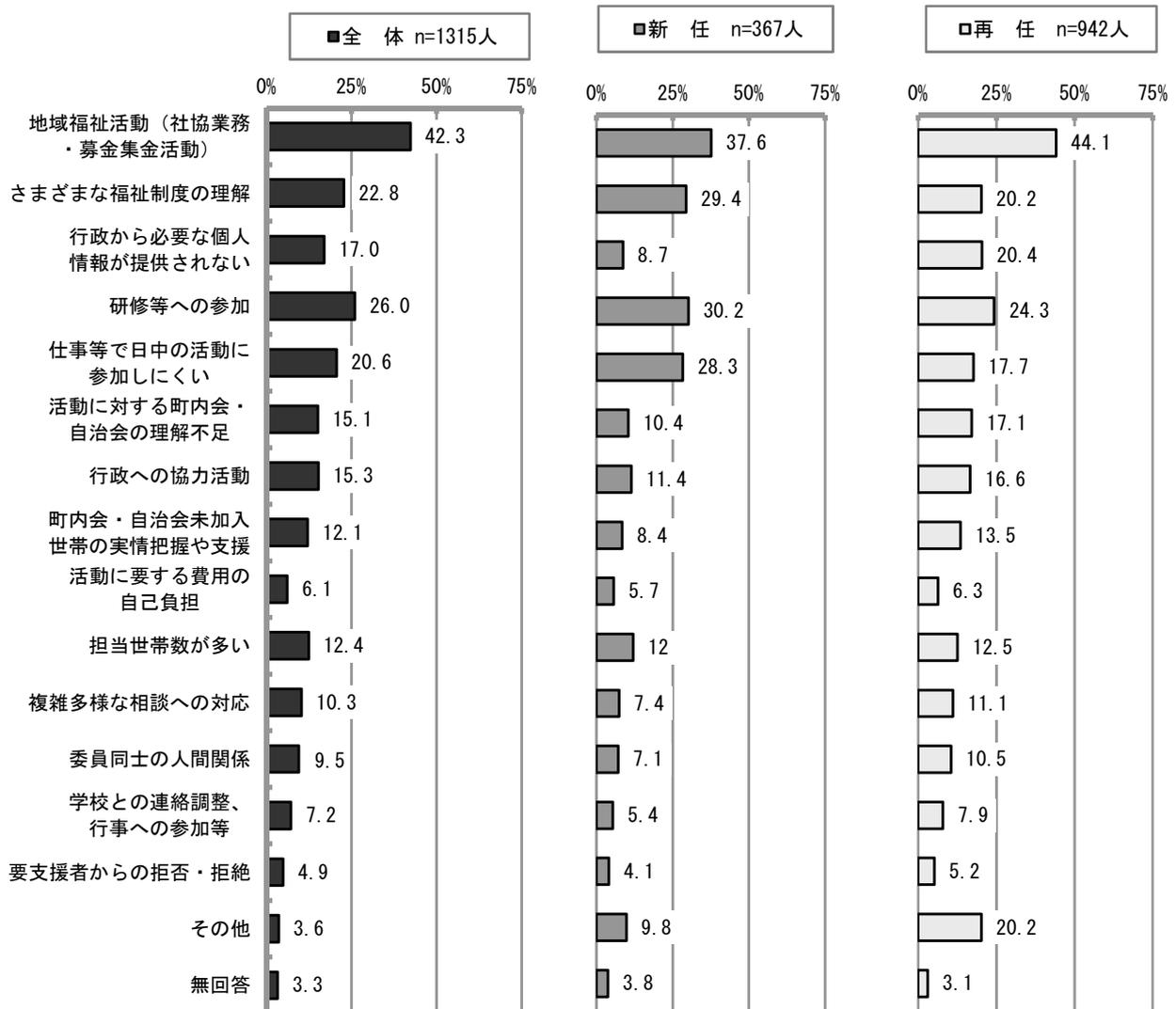


#### (主な内容)

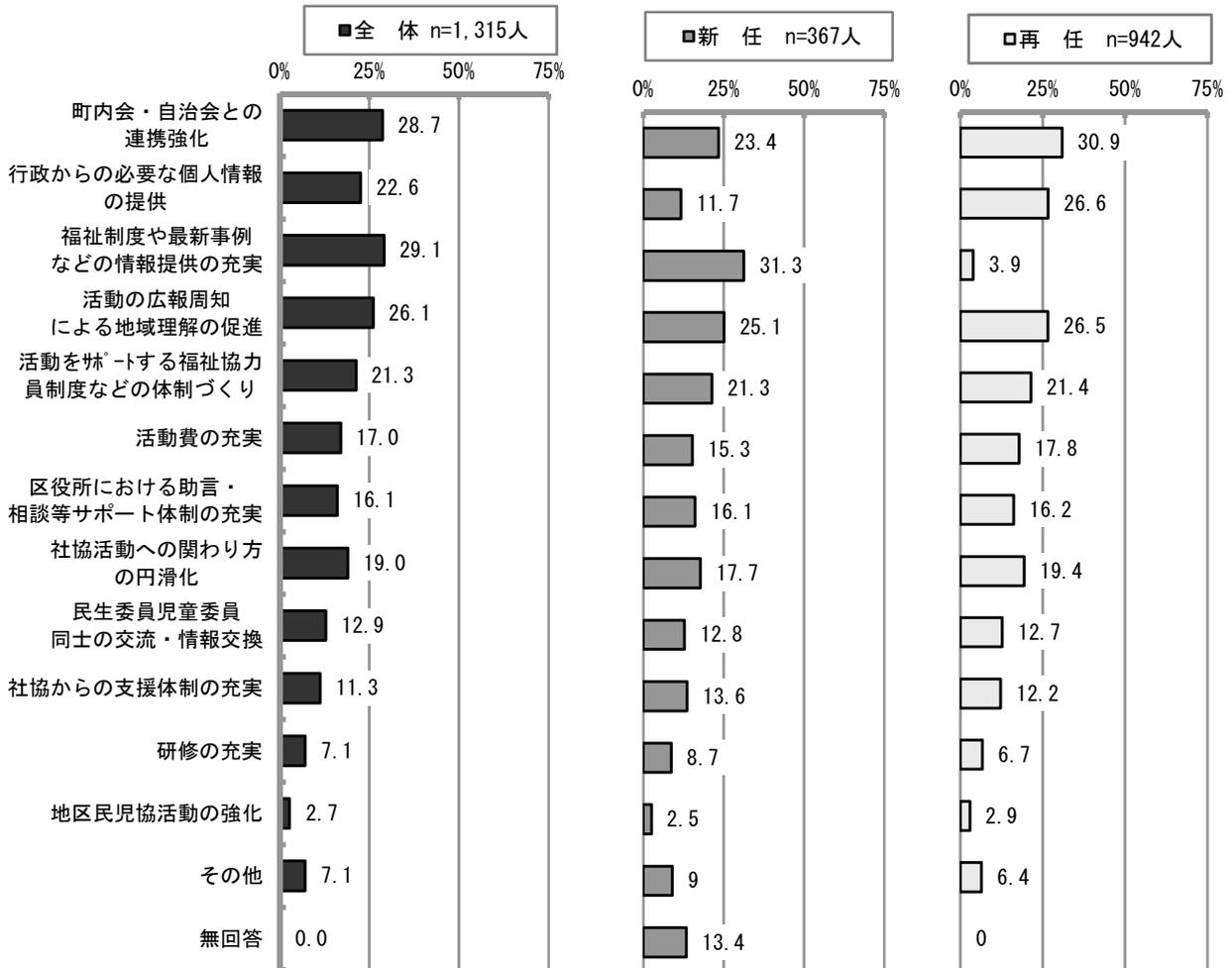
- ・仕事との両立が難しい。(同様意見 32 件)
- ・募金や会費の集金。(同様意見 24 件)
- ・研修や講演会等が多すぎる。(同様意見 17 件)
- ・他人の家を訪問すること。(同様意見 8 件)
- ・社協との関係。(同様意見 6 件)
- ・地域の理解。(同様意見 5 件)

⑤民生委員児童委員の活動で大変なこと、困ったこと（3つまで複数選択）

民生委員児童委員の活動で大変なこと、困っていたことは、「新任」「再任」とともに「地域福祉活動（社協業務・募金集金活動）」が最も高く、「新任」では37.6%、「再任」44.1%となっている。次いで「新任」は「研修等への参加」が30.2%で、「再任」は24.3%となっている。次いで「新任」はさまざまな福祉制度の理解が29.4%、「再任」は「行政から個人情報提供されない」が20.4%、となっている。

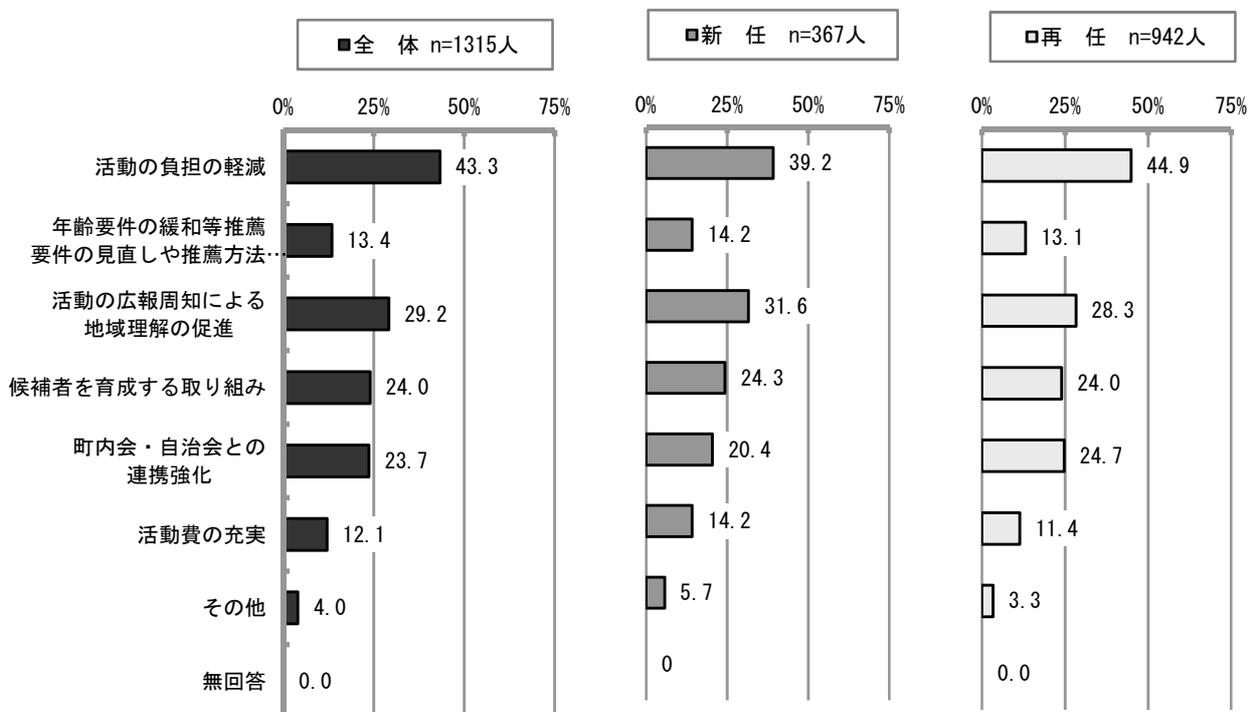


⑥民生委員児童委員の活動をしやすいように必要だと思うこと



⑦欠員を解消するために必要だと思うこと

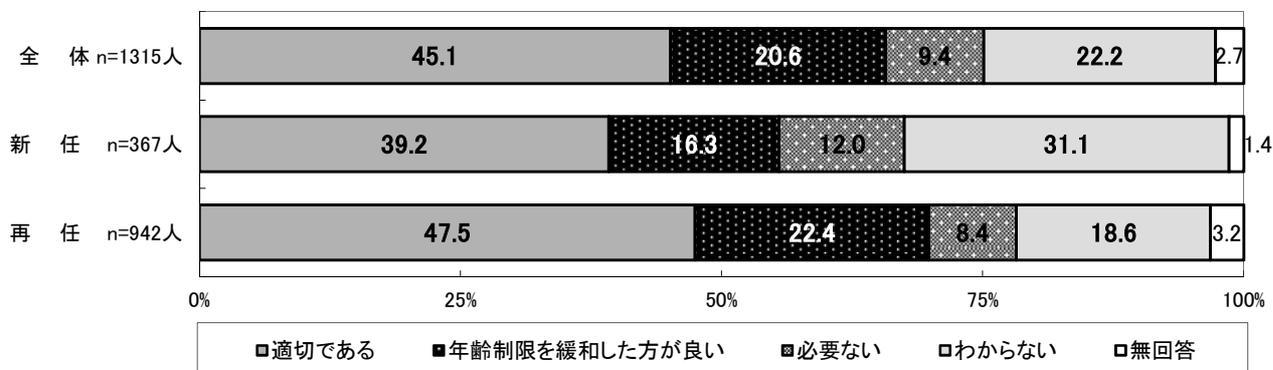
欠員を解消するために必要だと思うことは、「新任」「再任」いずれも「活動の負担の軽減」が最も多くなっている。「新任」では「活動の広報周知による地域理解の促進」「候補者を育成する取り組み」「町内会・自治会との連携強化」と次いでいるが「再任」は「活動の広報周知による地域理解の促進」「町内会・自治会との連携強化」「候補者を育成する取り組み」と次いでいる。



⑧年齢要件について

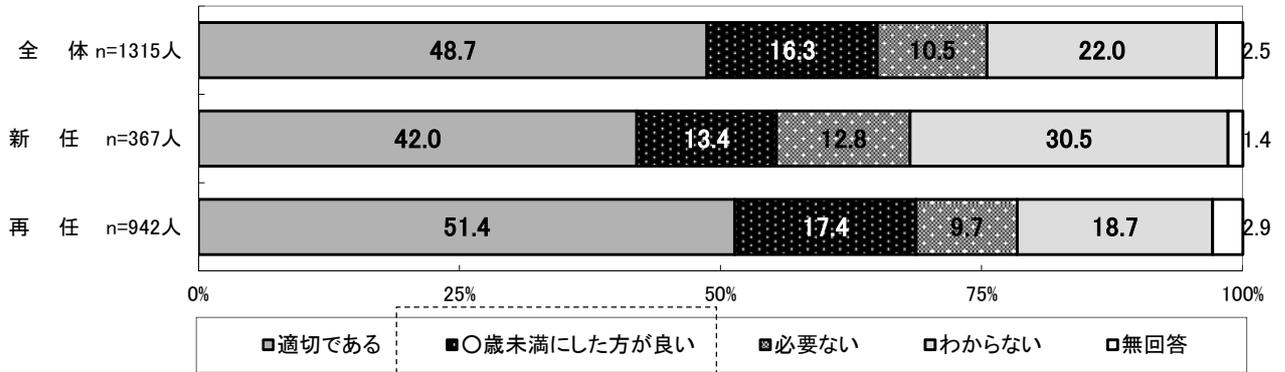
ア. 新任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について

新任の地区担当民生委員児童委員の現行の年齢要件について、「新任」「再任」とともに「適切である」が最も多くなっている。



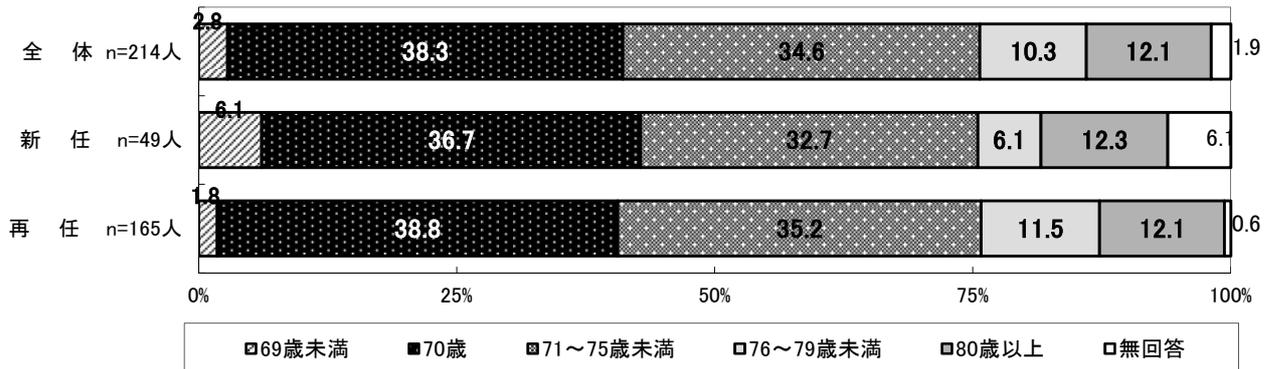
イ. 再任の地区担当民生委員児童委員の年齢要件について

再任の地区担当民生委員児童委員の現行の年齢要件について、いずれも「適切である」が最も多く、「再任」では50%を超えている。



ウ. 再任の年齢要件を何歳にしたらよいか

再任の年齢要件を変えた方がよいと考える人のうち、「75歳未満」より年齢を引き下げた方がよいと考える人が半数以上となっている。



## (7) 現状のまとめ

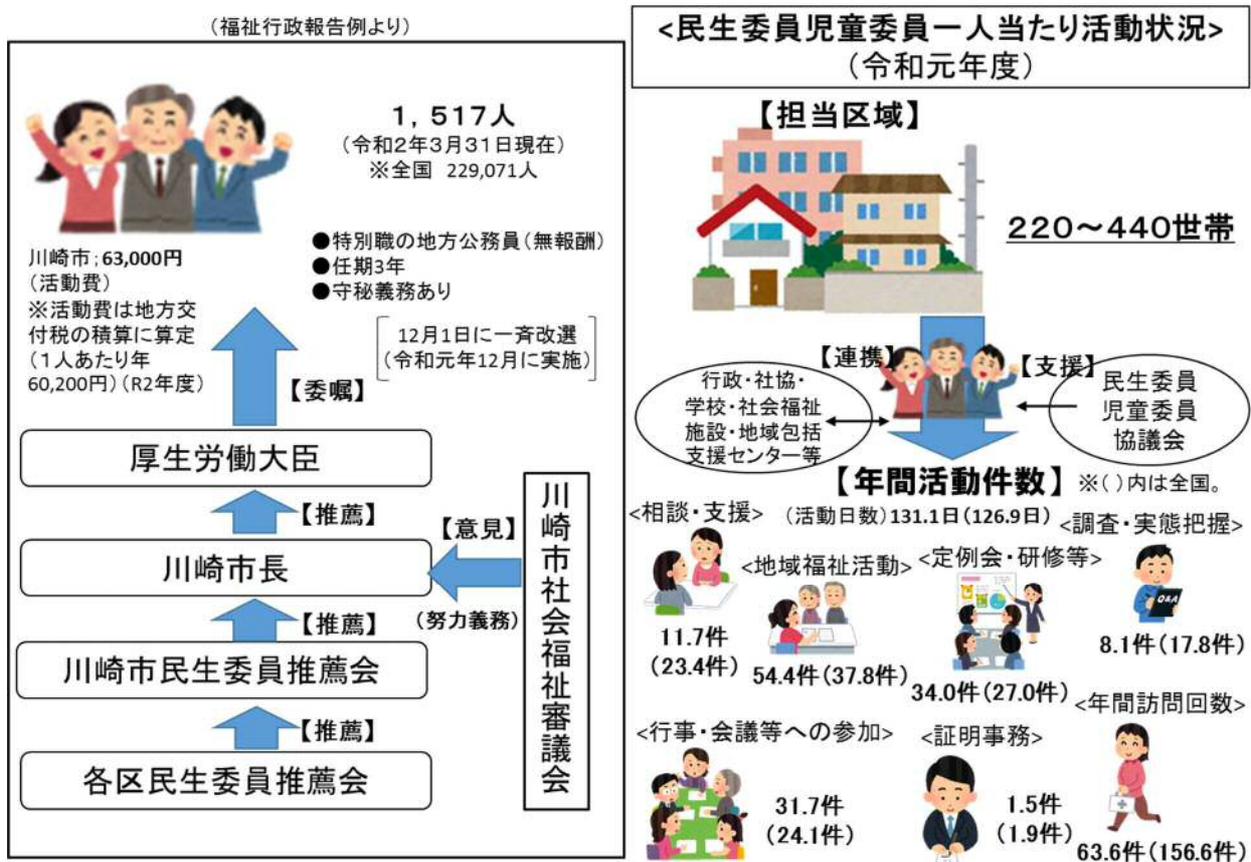
○本市の人口は、今後も増え続け、令和12(2030)年の160.3万人をピークに減少に転じることが見込まれています。また、これまで世帯当たりの人員は減少傾向にあり、当面、民生委員児童委員の定数も増加していくことが見込まれます。

○一方で、民生委員児童委員の現員数は、横ばいの傾向であり、充足率としては、減少傾向にあります。

○民生委員児童委員の年間の活動状況等として、活動日数については、全国平均が130日程度で推移していますが、本市では、140日程度という状況で、活動日数については、全国平均を上回る状況でした。直近の令和元年度については、全国平均、本市ともに、130日前後となっています。

○また、活動内容でみると、訪問回数は、全国平均の方が多いものの、会議や、地区社会福祉協議会や町内会・自治会等の活動などの地域福祉活動が全国平均よりも多い状況です。アンケートでも募金・集金活動なども含めた地域福祉活動が大変なこととしてあげられています。

図表1 川崎市における民生委員児童委員の活動状況



- 民生委員児童委員活動に関するアンケート調査では、「思っていた以上に業務量が多かった」が過半数を超え、特に「再任」では、64.5%となっています。
- 一方で、民生委員児童委員の活動について、「新任」「再任」ともに 70%以上の方がやりがいを感じていると回答しています。
- また、活動しやすい環境づくりに向けては、「情報提供の充実」、「町内会・自治会との連携強化」、「活動の広報周知」などが上位としてあげられています。

### 3. 民生委員児童委員制度を取り巻く動向

#### (1) 国（厚生労働省）における検討

○厚生労働省では、直近で平成 25 年度に、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」が設置され、民生委員・児童委員が地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備に向けた検討を行い、緊急的にしっかりと取り組むべき事項について、「早期に対応できるもの」として提言という形でとりまとめられています。

○こうした中で、「早期に対応できるもの」として、安心して活動するため、保険制度の創設や、活動費等の見直し、行政のサポート体制、災害時の活動への支援などが掲げられるとともに、「時間をかけて慎重に検討するもの」として、活動範囲に係る他制度の整理、民児協・単位民児協事務局機能の強化などが挙げられています。

#### (2) 全国民生委員児童委員連合会における検討

○家族や社会の姿、また人びとのライフスタイルが変化する中であって、地域住民の抱える課題は一層多様化、複雑化しており、住民の身近な相談相手であり、地域の見守り役である民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりや、それに伴う負担の拡大、さらには新たな手続の確保の困難さなどが、全国的に指摘されています。

○こうした中で、制度創設 100 周年に向けて、全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」という。）では、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置し、100 年の歴史の総括、現状と課題の整理を踏まえ、今後、検討・対応が期待されることを整理し、平成 30 年 3 月に最終報告を取りまとめました。

○この報告では、民児協の機能強化、単位民児協の基盤の強化、研修の実施、民生委員・児童委員候補者の推薦方法の多様化、民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるための広報、新任委員を支える民児協運営など、関係者が取り組むべき事項について整理されました。

#### (3) 川崎市における検討

○市民児協では、平成 25 年の一斉改選で、充足率 92.4%と政令指定都市最下位となり、一斉改選後に行った民生委員児童委員へのアンケート調査結果報告書（平成 26 年 3 月）では、民生委員児童委員活動について「やりがいがある」という回答が 71.5%である一方、「負担に感じている」65.4%、「活動が多く時間的に忙しすぎる」33.4%、「活動の内容に精神的な負担を感じた」32.8%など活動に係る重圧を感じている方が少なくない状況にあります。

○こうしたことをきっかけとして、民生委員児童委員を支援するために、活動しやすい環境づくりに向けて、平成 26 年度に、「民生委員児童委員あり方検討委員会」を設置し、現状を把握し、課題と対策を整理し、平成 27 年 12 月に報告をまとめました。

○この報告では、年齢要件の緩和による推薦対象者拡大、活動負担の軽減に向けたマニュアルの整理、活動に対する理解促進に向けた広報の実施、地区世話人会へ地区民児協を委員に加える

など、今後進めていく取組の整理を行いました。

○また、その後については、この検討を通じて、整理をした対策の方向性に沿って、取組を推進してきました。

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた動向**

○わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

○こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

○また、平成 29（2017）年度、令和 2（2020）年度の 2 回にわたる社会福祉法改正の中で、地域共生社会の実現に向けて、まちづくりや地方創生などの取組との連携が打ち出され、包括的な支援体制の整備として、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行うことが求められています。

○本市においては、これに先駆けて、「推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、区役所内に、「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進を目指してきました。

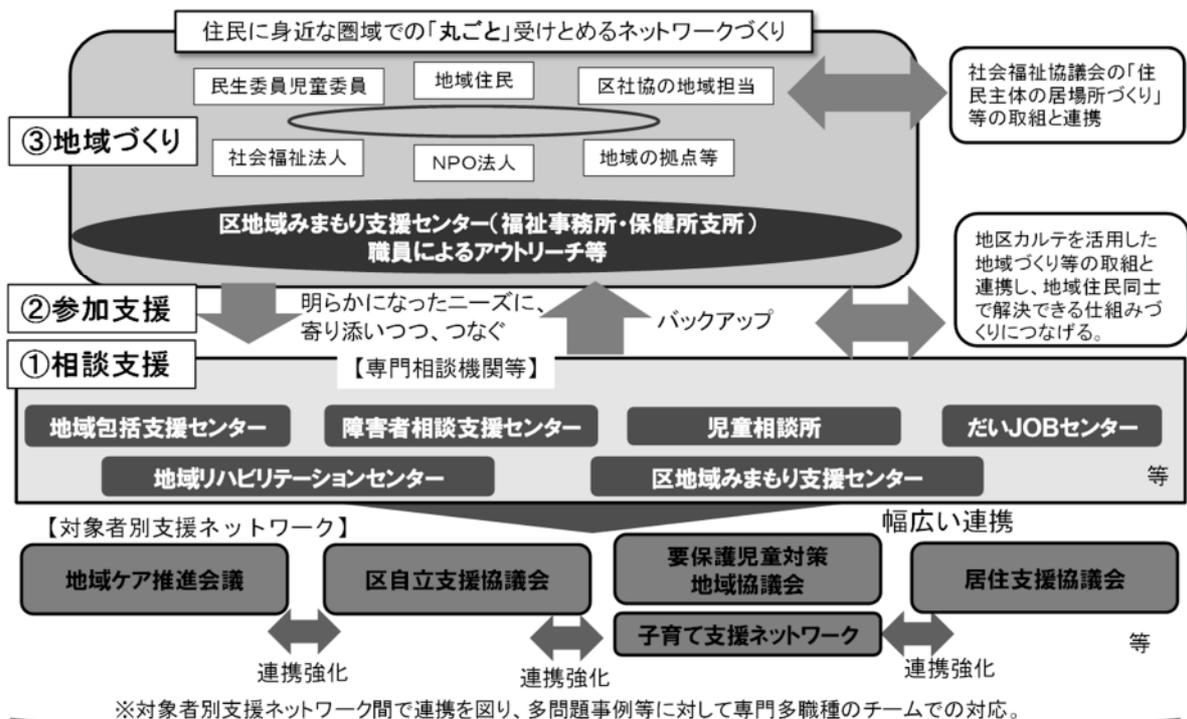
○さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域みまもり支援センターでの取組とともに、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、民間企業を含めた多様な主体による連携の仕組みづくりを進めています。これらの取組により、包括的な支援体制づくりを推進しており、民生委員児童委員についても、その一翼を担うことが求められています。

図表2 地域共生社会の実現に向けて

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



図表3 本市における包括的支援体制について



川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会

## 4. 民生委員児童委員の活動環境における課題と対応について

### (1) 活動環境における課題

○これまで民生委員児童委員活動の現状を把握し、課題の整理を行うとともに、対応策を検討してきたことを踏まえ、今回の検討では、対応策を少しでも形にしていくという視点で、検討にあたっては、作業グループを設置し、「広報・啓発」「業務整理」「地域づくり手法構築」の3つのテーマでの取組を先行することとしました。また、これに併せて、取組検討会の中で、改めて課題を整理し、3つのテーマを包含した5つの課題と取組の方向性として整理しました。

#### ① 民生委員児童委員制度・活動に関する広報・普及

○民生委員児童委員制度については、これまでの本市地域福祉実態調査では、市民の認知度は、50%を超える状況にあります。

○家族や地域社会の変容などによる、ニーズの多様化・複雑化に伴い、地域の発見の目や、行政や相談機関等へのパイプ役としての役割の重要性が増大しています。

○そこで、その役割をさらに市民に広く普及していくことによって、その役割をきちんと認識してもらい、市民が暮らしやすく「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」につなげるとともに、活動自体に興味を持ってもらい担い手づくりにつなげていくことを目指します。

#### ② 民生委員児童委員の活動内容・役割の確認、見直し検討

○活動については、その時間的・精神的な負担感を感じている民生委員児童委員が多い状況です。こうした中で、改めて、活動内容を整理し、その役割を確認しながら、業務範囲・内容について見直せるものがないかを検討し、必要な整理を図っていきます。

○その際には、地域福祉の推進に向けて、地域においてその活動が必要なケースも多くあると考えられることから、どのように地域の中で活動の負担軽減を図ることができるかを関係者と協議していくことが重要であると考えます。

#### ③ 地区民児協で支え合える仕組みづくり

○新任の民生委員児童委員については、再任の方に比べて、新任者向けの研修などはあるものの、様々な福祉制度の理解が難しいと感じる割合が30%程度と高い状況です。また、研修の参加自体も大変だという回答も30%程度であることから、日々の活動の中での支援体制も重要と考えられます。

○全国的には、新任者への支援体制として、指導役の方が就いているケースや、一定の範囲で、新任者に限らず、班体制を採っている事例なども見受けられますが、精神的な負担感の軽減に向けて、何らかの支援体制について検討していくことが必要と考えられます。

#### ④ 民生委員児童委員の配置状況の把握

○民生委員児童委員の配置については、220～440世帯に1人を配置することとなっており、本市においては、440世帯に1人を基準として、原則として半年ごとに規則を改正し、市内の民生委員児童委員の定員を算定しています。

○一方で、民生委員法で定める地区民生委員協議会は市内56地区ですが、各地区における担当地区割りは、原則としては、町内会・自治会を単位としており、民生委員を選出する際の地区世話人会も、同様の単位となっています。

○担当地区については、世帯数に応じて、複数担当とすることや、地区を分割又は合併することも考えられますが、現状として、見直し・変更されることは多くはない状況です。

○中長期的な検討になりますが、欠員対策として、現状の各地区における欠員の補充が必要であるとともに、440世帯に民生委員1名という基準に照らして、人口・世帯数の増減との兼ね合いで、定数をどのように考えたら良いかを、制度の安定的な運用という視点から、いろいろな場で話し合いを進めていくことが重要です。

#### ⑤ 互助を支える仕組みづくりにおける多様な主体による連携方策の構築

○本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、互助を支える仕組みづくりを進めるため、各区地域みまもり支援センターを中心とした、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。

○こうした中で、全国民生委員児童委員連合会においても、民生委員制度創設100周年活動強化方策の推進に向けて、「地域版 活動強化方策」の作成の方針を示し、川崎市民生委員児童委員協議会でもこの取組の推進を目指しています。

○地域の実態把握は、民生委員児童委員の重要な業務の1つであり、互助を支える仕組みづくりについては、いわゆる「地域福祉活動」に含まれますが、本市の取組と連携する方策を模索することで、日頃からの民生委員児童委員業務を棚卸し、民生委員児童委員や地域みまもり支援センターを含めた多様な主体で連携して取り組むことにより、地域の状況を効率的に把握するなど、Win-Winの関係性を構築していくことが今後さらに重要になっていくものと考えられます。

○以下では、5つの課題に対応した取組方策を整理しています。

## (2) 民生委員児童委員制度・活動に関する広報・普及の推進

○民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談に応じ、必要に応じて専門機関等につなぐことにより、住民自らが課題を解決するための支援を行っています。こうした民生委員児童委員の役割を広く普及し、その必要性を市民にきちんと認識してもらい、市民の暮らしやすさにつなげることを目指します。

○これまでも、本市では、市政だよりでの特集（図表4）や、民生委員児童委員の周知を図るためのリーフレットの作成、川崎駅隣接のアゼリアビジョンでの動画配信（毎年4月中の1週間）、アゼリアの展示コーナーでのパネル展示（毎年5月中の15日間）、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の一環として、民生委員児童委員を題材としたマンガの作成（図表5）などを進めてきました。

○今回、改めて、この取組検討会での検討を通じて、以下の取組を進めるとともに、多様な手法を活用して普及啓発を進めます。

①各区役所の来庁者向けのデジタルサイネージを活用して市民への周知を図る（図表6）。

②令和4年12月の一斉改選を見据えて、民生委員の候補者の推薦にあたっては、町内会・自治会や、民生委員児童委員等をはじめとした地域の方々による地区世話人会で推薦を行っていることから、地域で候補者を見つけるためのツールとして、候補者向けのリーフレットを作成（図表7）し、候補者を発掘する際の裾野を広げる取組を進める。

③一般市民向けの普及啓発用リーフレットを改めて作成して、広く周知を図る。

○このように、一般市民向けに、広く民生委員児童委員の活動を知ってもらう取組を推進していくとともに、候補者向けに、より詳細な民生委員児童委員制度や活動、実際に活動している方の声などを伝えられるように、啓発を進めることとします。また、こうしたツールも活用しながら、地域の実情に応じて、民生委員児童委員独自で、地区民児協等の取組として広く市民に活動を知ってもらう取組を進めているケースもあり、今後も、こうした活動については、市民児協の中で、情報共有を図っていくことが重要と考えます。

○さらに、市民児協においても、協議会のホームページを見直し、民生委員児童委員への情報提供の充実も含めて、広く情報提供を進めていくことを予定しています。

○また、こうした取組を通じて、民生委員児童委員に興味を持ってもらい、中長期的な担い手づくりにつなげていくことを目指します。

○これまでも民生委員児童委員制度・活動については、市民に広く広報・啓発を行ってきましたが、ターゲットを絞って、必要な情報を伝え、より効果的な広報ができるよう取組の充実を図ります。



### (3) 民生委員児童委員の活動・役割の確認・見直し検討

○民生委員児童委員活動については、福祉サービスの充実などもあり、個別の市民の相談が増えているというよりも、地域福祉の推進に向けた地域での活動が増加している傾向が伺えます。

○活動については、その時間的・精神的な負担感を感じている民生委員児童委員が多い状況です。こうした中で、改めて、民生委員児童委員の活動内容やその役割を整理しました。まず、行政からの依頼業務については、その所管部署に、どのような課題認識を持っているのか、また、その認識に対して、解決を図っていくことが可能かを聞き取るとともに、少しでも負担軽減に繋がられる部分がないか、ヒアリングを実施しました。また、民生委員児童委員は、社会福祉協議会の会員となっていることから、社会福祉協議会に関連する業務については、地域の状況により、その関わり方に大きな差異があることも改めて確認できました。

○一方で、民生委員児童委員の負担軽減を図ることは重要であるとしても、地域福祉の推進に向けて、地域においてその活動が必要なケースも多くあると考えられ、どのように地域の中で活動の負担軽減を図ることができるか引き続き、協議を進めて行きます。また、川崎市社会福祉協議会においては、今後の地区社会福祉協議会の方向性について、次年度以降に、社会福祉協議会内で改めて検討を進めることを予定していることから、民生委員児童委員活動との協働という視点も踏まえて、引き続き、検討していくことが予定されています。

○以下では、民生委員児童委員の活動について、①法令に基づく協力事項、②行政からの依頼事務、③社会福祉協議会等への協力に分けて、整理するとともに、②については、所管部署へのヒアリング内容を踏まえた今後の方向性の概要を記載しました。

#### ① 法令に基づく協力事項（市長、福祉事務所長等の事務執行への協力）

項目	業務内容	備考
(ア)生活保護法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護者を発見した場合の連絡</li> <li>保護申請等の連絡</li> <li>生活実態調査についての協力</li> <li>保護決定についての意見具申</li> <li>保護開始後の指導についての協力</li> <li>保護の変更、停止又は廃止の措置を必要とする事由が生じた場合の連絡</li> </ul>	
(イ)身体障害者福祉法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉の措置を要する身体障害者を発見した場合の連絡</li> <li>相談及び援助</li> <li>求人の開拓等</li> <li>後指導</li> <li>広報活動</li> </ul>	
(ウ)知的障害者福祉法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者援護施設への収容その他の福祉の措置を必要等とする知的障害者の発見及び連絡</li> <li>相談及び援助、職親の開拓等</li> <li>広報活動</li> </ul>	
(工)売春防止法、母子寡婦福祉法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護女子を発見した場合の連絡</li> <li>調査についての協力</li> <li>相談</li> <li>婦人相談員の行う指導等についての協力</li> <li>啓蒙活動</li> </ul>	

② 行政からの依頼事務

項目	業務内容	課題認識・方向性
(ア)生活保護開廃通知の受領・保管 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護の受給開始・廃止時に、福祉事務所の担当ケースワーカーから連絡票を民生委員が受領し、保管していただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「①法令に基づく協力事項」に記載のとおり、困窮世帯の状況把握と捉えている。</li> <li>・年に1回程度、地区民児協等において被保護世帯に係る情報共有を行っている区もあるが、開廃通知の送付を止めてしまうと、その間の状況を共有できない。</li> <li>・地区民児協の際に不要となった開廃通知を回収し廃棄すること等で、事務の軽減を図ることを検討していく。</li> </ul>
(イ)ひとり暮らし等高齢者見守り事業への協力(健康福祉局高齢者在宅サービス課)	ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯に対して生活状況の実態を調査して見守り対象者を選定し、定期的な安否確認等をしていただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍であることから、R2から訪問調査を改めて、郵送調査としている。</li> <li>・郵送調査については、負担軽減につながる一方、地域の高齢者との顔つなぎの機会が減ってしまう恐れがあるとの両論があり、コロナ収束後を見据えて協議をしていく。</li> <li>・郵送調査を実施することによって、調査票の同意条項にチェックがつきづらく、民生委員への情報提供が難しくなっている。</li> </ul>
(ウ)災害時要援護者避難支援制度(健康福祉局総務部危機管理担当)	災害時要援護者避難支援制度の新規登録者への初回訪問に、自主防災組織とともに、必要に応じて同行する。その後、要援護者名簿の提供を受け、地域の要援護者情報を把握するとともに、未登録者には必要に応じ、登録勧奨をしていただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.5に制度改正があり、障害支援区分が中重度の方などを対象に、「個別避難支援計画」を作成していく予定で、「個別避難支援計画」の作成を通じて、福祉サービス事業者との連携を強化する。計画作成の結果は、地域で必要となる情報を提供するとともに、対象者の実態を把握しながら、両制度の整合を図っていく。</li> </ul>
(工)児童扶養手当の受給資格認定にかかる証明事務(こども未来局こども家庭課)	児童扶養手当の受給資格認定にかかる「住所不一致」「監護事実」「養育事実」「事実婚解消」の証明していただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員による証明については、S48の厚生省通知を根拠としているが、かなり以前のもので、時代にそぐわないこともあり、他自治体とともに、国に見直しの要望をしている。</li> <li>・証明事務の実施方法などについては、今後、研修等の機会を捉えて、丁寧に説明していく。</li> <li>・また、申立書の「証明欄」という記載は、令和4年度を目途に、早期の変更を目指す。</li> </ul>
(オ)虐待防止啓発活動(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	11月の全国児童虐待防止推進月間を中心に、区民祭やこどもフェスタなどのイベント時に啓発物の配布を行うなど、普及啓発活動を進めていただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後もコロナの影響を考慮しながら、活動の負担感にも配慮しながら、イベントだけに限らず、多様な手法を検討していく。</li> </ul>
(カ)こんにちは赤ちゃん訪問(希望制)(こども未来局こども保健福祉課)	子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てできる地域づくりを目指し、「こんにちは赤ちゃん訪問員」として、各家庭を訪問していただく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭と地域をつなぐ役割を担っていただいているので、今後も、積極的に登録していただき、御協力いただきたい。</li> </ul>

### ③ 社会福祉協議会等への協力

項目	業務内容	備考
(ア)生活福祉資金(区社会福祉協議会)	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、様々な生活課題を抱えている世帯を見守り、相談等自立に向けて支援をしている。	
(イ)共同募金・年末たすけあい募金(区社会福祉協議会)	全国一斉に、10～3月に行う寄付金募集で、神奈川県共同募金会各区支会からの依頼により、戸別募金、法人募金、街頭募金に協力している。	協力の状況は、各区・地区によって異なる。
(ウ)区社会福祉協議会賛助会費の募集(区社会福祉協議会)	区社会福祉協議会から社会福祉協議会賛助会費の募集依頼があり、各世帯を回って集金を行っている。集まった賛助会費は、地区社協の活動財源として、ミニデイ・子育てサロン等、地域福祉活動に活用されている。	協力の状況は、各区・地区によって異なる。
(エ)ふれあい会食会(市社会福祉協議会)	高齢者に対する食事や自立への支援、社会的孤立感の解消、心身の機能低下の予防を図るために行われている。担当区域の対象者の出欠確認、献立の調整や食材の買い出し、当日の食事作り及び交流などを行っている。	参加状況は、各区・地区によって異なる。
(オ)日本赤十字社募金活動(川崎市地区本部(健康福祉局地域包括ケア推進室))	日本赤十字社川崎地区本部(市健康福祉局地域包括ケア推進室)から依頼され、募金活動に協力している。	

○今回、行政の依頼事務について、廃止や負担軽減を明確に決定することはできませんでしたが、見直しの大まかな方向性を確認できたものもあり、民生委員児童委員に実施していただく事務については、必要性等について、御理解いただけるように、丁寧に説明していくとともに、引き続き、負担軽減に向けて、調整を図っていきます。

○また、社会福祉協議会等への協力についても、地区社協の方向性の検討の中で、民生委員児童委員活動との協働という視点も踏まえて、検討を進めていただくこととします。

### (4) 地区民児協で支え合える仕組みづくり

#### ① 地区民生委員児童委員協議会で支え合える仕組みづくりの必要性

○全国、本市ともに、一斉改選時には、概ね1/3程度の方が、新任の民生委員児童委員という状況です。

○本市の平成30年の「民生委員児童委員活動に関するアンケート調査」では、「活動で大変なこと、困ったこと」として、新任、再任を分けて集計していますが、その中では、新任の回答が5ポイント以上高いものとして、「さまざまな福祉制度の理解(29.4%、再任20.2%)」、「研修等への参加(30.2%、再任24.3%)」、「仕事等で日中の活動に参加しにくい(28.3%、再任17.7%)」でした。

○そのため、新任委員が継続して活動に取り組めるように、活動時間の工夫や、活動を通じてのスキルアップなどが必要と考えられます。

○こうした中で、全国的にも、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」(平成30年3月 全民児連)において、民児協が自主的に取り組んでいくべき課題として、「新任委員を支える民児協運営」が挙げられています。

○内容としては、「新任委員が安心して委員活動を始め、活動に慣れていけるよう、1 区域を複数の委員で担当する「複数担当制」、または近隣区域の委員が協力して活動を行う「班体制」などの導入について検討すべき」とされています。

② 市内、他都市の地区民児協における支え合える仕組みづくりについて

○上記のように、全国民生委員児童委員連合会においても、民児協における、新任委員のフォローをベースとした支え合いの仕組みづくりの必要性が述べられています。

○こうした中で、例えば、東京都民生児童委員連合会では、ご近所さん同士で助け合う「近助」の視点で、区域が近い委員同士がつながりあうことで、担当区域で活動する各委員の「自助」を補完するとともに、活動上の負担感を分かち合い支え合って個別ケース等に取り組もうとして、「班活動」を推進しています。

○これは、各委員の経験や対応力に、差が生じてしまうことから、複数の委員で住民の抱える課題に対応することで、お互いの支援の質を高め、より良い支援を行うことを目指しています。

○また、市内においても、明確に仕組み化されていないものの、地区民児協の中で、会長を中心として役員の中で、エリア内の新任委員等の相談に応じたり、助言をしたりしており、また、(ア)地区民児協内に部会を設置して、部会活動を行ったり、(イ)町内会・自治会単位で連絡員を置き、民生委員児童委員の相談に応じ、町内会・自治会との連携を進めている取組などもあり、新任委員等への支援も多くのエリアでは行われているものと考えられます。

○さらに一歩進めて、市内においても、宮前区宮前第3地区民児協など、班体制を採用して、取り組んでいる地区もあります。

○そこで、ここでは、市内の多くの地区民児協の中で取り組まれている取組の1つとして川崎区小田地区民児協の取組、班活動に取り組んでいる宮前区宮前第3地区民児協の取組、参考として、市内全地区民児協で班活動に取り組んでいる隣接自治体の東京都多摩市の取組について、その状況を聞き取りました。

ア 川崎区小田地区民児協の取組 -町内会・自治会単位で地区連絡員を配置する取組-

- ・定員 39 名（うち主任児童委員 2 名）で欠員地区はありません。男性 17 名、女性 22 名で構成されています。
- ・小田地区民児協では、30 年前から町内会単位ごとに地区連絡員を選出しており、現在 7 名の地区連絡員が配置されています。選出方法は、町内会ごとに行っていますが、民生委員児童委員として経験豊富な方が選出されることが多く、新任委員の相談なども受けています。緊急時の連絡や役員会議等で決定したことなどの情報共有について、地区連絡員を通して行われています。

- 班体制という仕組みではありませんが、地区連絡員を選出することで、同じ町内会から選出されている近隣の民生委員児童委員同士、コミュニケーションを取る機会も多くあります。
- 部会については、高齢者福祉部会、障害者福祉部会、母子・児童福祉部会の3部会構成となっており、委員は3役を除き必ず3部会のいずれかに所属することになっています。部会単位の自主研修や活動の他、全体での自主研修などが活発に行われています。

#### イ 宮前区宮前第3地区民児協の取組 -オンラインを活用した班活動-

- 定員 22 名で 10 月 1 日現在、21 名で活動しています。10 名が新任委員であり、平均年齢は比較的若く、一番若い方は、40 代という地区です。
- 令和 2 年になって、コロナの影響もあり、毎月の定例会も開催できず、全地区内の公園を巡回する 3 年に 1 度の「地域環境調査」を地区民児協内で 4 つの班に分けて行うことをきっかけとして、班での活動を広げることとなりました。
- 令和 3 年度には、さらに、班ごとのエリア内の地域資源をリスト化し、地域による社会資源の差異などを実感し、委員同士のコミュニケーションが深まりました。
- 班活動を推進するにあたっては、コミュニケーションが取れる環境を整備するため、地区民児協全体でもオンラインを活用することとし、コミュニケーションが活性化し、一体感が生まれました。また、コミュニケーションの活性化は、新任委員へのフォローにもつながっているものと思われます。
- 具体的には、地区の定例会をオンラインで行ったり、子育てサロンについても、オンラインで開催するなどの試みを進めています。

○宮前区宮前第3地区民児協については、コロナ禍をきっかけとして、人との接触機会を増やせない中で、班活動やオンライン化を実施した取組です。一方で、東京都多摩市では、東京都のモデル事業の指定を受けて、平成26年度から試行しています。元々、市内全4地区ではじめていますが、市内には、ニュータウン地域の一部老朽化と合わせて高齢化も進行し、自治会組織の結び付きも弱まる中で、民生委員児童委員の欠員が生じています。そのため、現行の班活動では民生委員児童委員のなり手の確保に向けた取組も行っています。

○多摩市へのヒアリングでは、地区民児協ごとには、1 班あたり 3～11 人で、3～4 班を構成しており、市全体としては、地区民児協 4 地区で 15 班を編成しています。地形、住宅特性、町内会・自治会、学校、地域包括支援センター等の圏域や、男女のバランス、経験年数、担当世帯数等を考慮して編成しています。

○また、地区民児協を超えた範囲で部会活動は行っていますが、班活動では近隣担当者同士で班を編成しているため、地域課題の共有が可能となっており、福祉のケースの共有もできることから、新任委員からも、班活動はありがたいという声を聞いているとのことでした。また、班に班長を置くことによって、活動が活性化され、リーダー育成にもつながっているとのことでした。

○これまで、3つの取組を見ましたが、例えば、班活動については、一定のメリットも見込まれることから、市内においても、地域の中で、民生委員児童委員同士が、情報・意見交換を行い、相互に支え合い、活動が円滑に進められるように、「地域の実情に応じた手法による、地区民児協で支え合う仕組みづくりの推進」を川崎市民生委員児童委員協議会としても推奨し、本市としても好事例の情報共有などの支援を引き続き進めていきます。

○さらに、今後を見据えては、仕事と両立している方も増えていくことが見込まれることから、仕事をしながら民生委員児童委員活動を続ける支援体制も検討していく必要が考えられます。その際には、仕事で日中の活動に参加が困難な方等については、例えば、会議・研修等についてのオンラインの活用や、地区民児協の中での話し合いになると思われませんが、日中に開催される会議等について、フレキシブルな対応を検討することも重要と考えられます。

## (5) 民生委員児童委員の配置状況の把握と担い手の確保策について

### ① 民生委員児童委員の配置状況について

○本市においては、人口・世帯数が増加していることが一因と考えられますが、民生委員児童委員の定員に対する充足率が80%代前半と政令指定都市で最下位となっています。このことにより、地域による偏在はありますが、民生委員児童委員1人あたりの担当世帯数が多くなり、活動に対する負担が重くなってしまいう状況が見受けられます。

○本市は、2030年まで人口は増加し、1世帯当たりの人員も減少傾向にあることから、あらゆる方法で、民生委員児童委員の現員数を増やしていくことが必要です。仮に、現員数が現状維持だと民生委員児童委員1人あたりの負担増につながることであります。

### ② 民生委員児童委員の配置状況についての情報共有の必要性

○こうした状況から、民生委員児童委員の定数については、国通知に基づき、220~440世帯に1名となっており、本市の定数算出にあたっては、本市の世帯数を440世帯で除した人数としており、世帯数の増加が定数の増加につながっている状況について、地区民児協、民生委員児童委員を担当する所管部署とともに、地区世話人会を構成する町内会・自治会、地域福祉関係者と共有していくことが重要です。

○もちろん、地区民児協ごとに、地勢や高齢化率なども異なることから、単純に、地区民児協ごとの民生委員児童委員の定数を決めるものではありませんが、市内には人口が急増しているエリアもあり、改めて、地域の関係者で中長期的にその必要数について、検討していただく機会としていくことが必要と考えられます。

○具体的には、こうした状況について地区民児協はじめ、広く、地域の関係者に情報提供を図るとともに、これまで地域状況に応じて、欠員地区へのアプローチや、世帯数が増加している地区への複数担当制等について、状況に応じて働きかけをしてきましたが、今

後も引き続き、町内会・自治会等へ地域みまもり支援センターの担当職員から情報共有を行うことによって、地域において検討するきっかけにさせていただきたいと考えています。

### ③ 地区世話人会の活性化に向けて

○民生委員児童委員の推薦に向けては、各地区民児協においては、地区民児協内の担当地区ごとに、民生委員の選出にあたっては、委員区分として、町内会・自治会をはじめとして、地区社協、PTA 等地域の方々による地区世話人会を開催し、推薦を行っています。

○現状においても、担当地区ごとに、定員を見直すことで、複数担当となっているケースもあります。また、地区民児協エリア、担当地区においても、分割又は合併を行い、適切な定員数を配置する方法もありますが、見直し・変更が行われるケースは多くはありません。

○また、地区民児協内で、単位町内会が小規模である場合などに、合併地区世話人会を開催することができ、複数の単位町内会で1人の民生委員児童委員を選出しているケースもあります。

○その上で、地区ごとに、それぞれの主体間で地域福祉活動の担い手として民生委員児童委員の推薦のあり方について話し合うことが必要であり、地区世話人会等、既存の枠組みを活用して、定員数の見直しも含めて検討の場を持っていただくことも重要と考えられます。

○また、その際には、地区世話人会を効果的に開催することを検討していくことは重要であり、会議を開くかどうかはともかく、地区世話人会としての担い手を探す機能について、推薦の段階にとらわれず、任期全体を通して人材発掘に取り組むことなども検討することが必要です。

○こうした状況を踏まえて、これまでも一斉改選時に、地区世話人会の開催方法を簡単にまとめた御案内を作成してきたところですが、上記のような機能も含めて、より積極的に地区世話人会を活用していただけるように、手引き（「地区世話人会の開き方・進め方」）を改定するとともに、各区地域みまもり支援センターにおいて、地区世話人会の開催にあたっての手順等の相談について、積極的に応じていきます。

○また、研修等への参加は、前述のアンケートでも、「活動で大変なこと、困っていたこと」に、26.0%の方が挙げており、コロナ禍をきっかけとして、市民児協が、研修のオンラインとの併用をはじめております。また、DVD 等の配布や、地区民児協等まとまった単位で視聴も可能となっています。まだまだ民生委員児童委員の大多数の皆様が活用できる状況とはいえませんが、今後も、オンライン化も含めて効率的・効果的な研修を推進していきます。

## (6) 互助を支える仕組みづくりにおける多様な主体による連携方策の構築

○平成 29 年 7 月に、民生委員制度創設 100 周年を記念して、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」が作成され、公表されました。その後、「地域のつながり、地域力の強化」、「さまざまな課題を抱えた人びとの支援」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく」3 項目を重点として、平成 30 年に、全国民生委員児童委員連合会より、「活動強化方策推進の手引き」が策定されました。

○また、この中で、「地域版活動強化方策」の作成が提案され、改めてこの機会に、地域の実情や課題を把握し、民生委員・児童委員活動、民児協活動としてこれまで取り組んできたことを整理し、今後の活動の方針や目標を検討するためのツールとして取り組むものです。

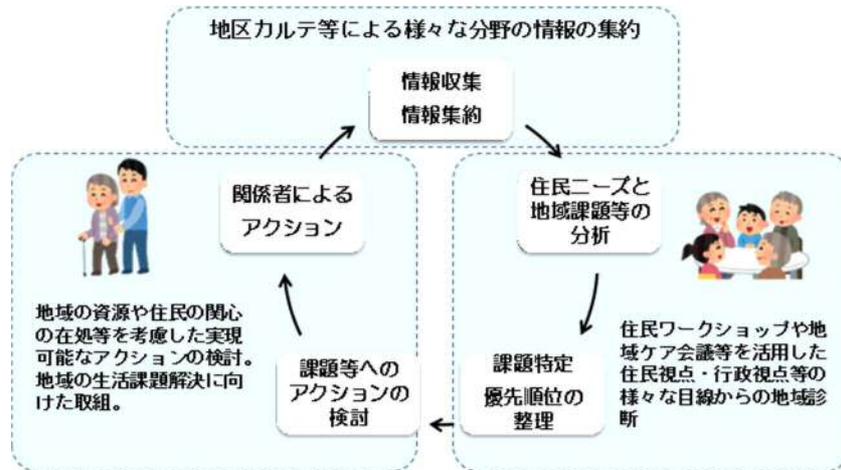
○川崎市民生委員児童委員協議会では、この「地域版活動強化方策」について、各地区民児協において、令和 3 年度中の作成を目指して、7 月 21 日（水）には研修会を行い、今後の活動強化方策の作成に向けた目的や手法を学び、作成作業を進めることとなりました。

○本市においては、関連する取組として、現在、行政としても、地域における人材育成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」に向けて、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを進めています。

○地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進に向けて、①住民ワークショップ、ヒアリング、アンケート調査等を用いた地域との対話の仕組みづくり、②地域住民をはじめとする地域の関係主体による地域課題の共有・解決の支援などを推進しています。

○地域包括ケアシステム構築の取組とコミュニティ施策との一体的な推進に向け、地区カルテをツールとして、地域データを把握し活用するとともに、地区カルテの意義やあるべき姿について行政内部で整理しており、令和 2 年 4 月末に、市 HP において公表しました。さらに、市内 44 の地域ケア圏域ごとの地区カルテ共通フェイスシートを作成し、令和 3 年 4 月末に、市 HP において公表しています。

図表8 地区カルテを活用した地域マネジメントのイメージ



○本市における取組と、各地区民児協における「地域版活動強化方策」の作成は、地域の課題を振り返り、話し合いを通じて、地域課題の解決に向けてアクションに移すという過程は同様であり、これまで本市で取り組んできた蓄積の活用も考えられ、連携した取組を進めることによって、本市の地域包括ケアシステムの構築にもつながるところです。

○そのための具体的な方法論について、「地域版活動強化方策」の作成過程を通じて、行政との連携を深めていくことが必要と考えられます。

## 5. 今後に向けて

今回は、令和2年度から川崎市民生委員児童委員協議会常任理事会の方々を中心に、準備会を開催して検討をはじめ、実際には、今年度から、「川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会（川崎市民生委員児童委員のあり方に関する懇談会）」を通じて検討してきた内容について、報告書として整理をしました。

今回、取り組んでいく方向を整理した内容については、計画的に取り組んでいくとともに、引き続き、検討を進める事項については、検討を進めながら、当面は、令和4年12月の一斉改選に向けて、関係する地域の方々の御理解・御協力をいただきながら、民生委員児童委員の活動環境の整備を進めてまいります。

# 民生委員児童委員活動の環境整備に向けた新たな取組の方向性

取組方策		現状と課題	新たな取組の方向性
1	制度・活動に関する広報・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員制度については、これまでの本市地域福祉実態調査では、市民の認知度は50%を超える状況にある。</li> <li>・家族や地域社会の変容などによる、ニーズの多様化・複雑化に伴い、地域の発見の目や、相談機関等へのパイプ役としての役割の重要性が増大している。</li> <li>・そこで、その役割をさらに市民に広く普及していくことにより、その必要性をきちんと認識してもらい、市民が暮らしやすく「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」につなげるとともに、活動自体に興味を持ってもらいたい手づくりにつなげていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所デジタルサイネージを活用した活動の周知(R3から実施)</li> <li>・候補者向けリーフレットの作成(R3作成)</li> <li>・職員向けeラーニング研修の実施(R3実施予定)</li> <li>・市民向けリーフレットによる啓発</li> <li>・市民向け展示パネルによる啓発</li> <li>・川崎市民生委員児童委員協議会のHPの充実(R4～)(川崎市民生委員児童委員協議会の取組)</li> </ul>
2	活動・役割の確認・見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動については、その時間的・精神的な負担感を感じている民生委員児童委員が多い状況である。こうした中で、改めて活動内容を整理し、その役割を確認しながら、業務範囲・内容について見直せるものがないかを検討し、整理していくことが必要である。</li> <li>・その際には、地域福祉の推進に向けて、地域においてその活動が必要なケースも多くあると考えられることから、どのように地域の中で活動の負担軽減を図られるかを関係者と協議していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員の活動・役割の確認(R3)</li> <li>・行政依頼事務についての状況確認と見直し検討(R3～)</li> <li>・社協による地区社協の方向性の検討の中で、民生委員児童委員活動との協働という視点も踏まえてR4以降に検討</li> </ul>
3	地区民児協で支え合える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任の委員については、再任の方に比べて、研修などはあるものの、様々な福祉制度の理解が難しいと感じる割合が30%程度と高い。また、研修の参加自体も大変だという回答も30%程度であることから、且々の活動の中での支援体制が重要と考えられる。</li> <li>・全国的には、新任者への支援体制として、指導役の方が就いているケースや、新任者に限らず、班体制を採っている事例なども見受けられるが、精神的な負担感の軽減に向けて、何らかの支援体制について検討していくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任委員への支援を含めた、地域の実情に応じた手法による、地区民児協で支え合う仕組みづくりの推進</li> </ul>
4	配置状況の把握と担い手の確保策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員の配置については、本市では440世帯に1人を基準として、原則として半年ごと1人増減を修正し、定員を算出している。</li> <li>・地区民児協は市内56地区であるが、各地区における担当地区割りとは、原則としては、町内会自治会を単位としており、民生委員を選出する際の地区世話人も同様の単位となっている。</li> <li>・担当地区については、世帯数に応じて、複数担当とすることや地区を分割又は合併することも考えられるが、見直し・変更されることは多くはない状況である。</li> <li>・中長期的な課題として、世帯数の増加が定数の増加につながっている状況について、地区民児協、民生委員児童委員を担当する所管部署とともに、地区世話人会を構成する町内会自治会、地域福祉関係者とその状況を共有していくことが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の人口・世帯数の増加を踏まえた民生委員の定数の状況の共有(R3～)</li> <li>・令和4年12月の一斉改選に向けた民生委員の推薦にあたっての地区世話人会の積極的な実施の呼びかけ(R3～)</li> <li>・地区世話人会の開催の手引き(「地区世話人会の開催方・進め方」)の改訂(R3)</li> <li>・民生委員児童委員向け研修会のオンラインでの配信による多様な受講手段の確保(川崎市民生委員児童委員協議会の取組)</li> </ul>
5	互助を支える仕組みづくりにおける多様な主体による連携手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、互助を支える仕組みづくりを進めるため、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進している。</li> <li>・こうした中で、全市民児連においても、「地域版 活動強化方策」の作成の方針を示し、川崎市民生委員児童委員協議会でもこの取組の推進している。</li> <li>・地域の実態把握は、民生委員児童委員業務の重要な業務の1つであり、本市の取組と連携することで、日頃からの民生委員児童委員業務を棚卸し、多様な主体で連携して取り組むことにより、地域の状況を効率的に把握するなど、Win-Winの関係性を構築していくことを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域版活動強化方策策定に向けた研修会(R3)(川崎市民生委員児童委員協議会の取組)</li> <li>・行政の地区カルテ等を活用した地域マネジメントの取組との連携・支援(R3～)</li> </ul>

# 資料編



## 川崎市民生委員児童委員のあり方に関する懇談会開催運営等要綱

制定 令和3年3月1日（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市民生委員児童委員のあり方に関する懇談会（以下、「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 健康福祉局長は、本市において、地域福祉の推進に向けて、重要な活動主体である民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるため、課題を整理し、取組方策をまとめ、具体的に推進していくために、懇談会の委員の意見を求める。

（検討事項）

第3条 次に掲げる事項について、検討を進める。

- （1）民生委員児童委員活動状況等について
- （2）民生委員児童委員制度の幅広い広報・啓発について
- （3）民生委員児童委員の活動内容の整理について
- （4）民生委員児童委員活動における地域づくりの取組に関する他の関係主体との連携手法について
- （5）その他民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに関すること

（委員）

第4条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。なお、懇談会は、必要に応じて、他の者に関係者として出席を求めることができる。

- （1）民生委員児童委員活動・業務に従事する者
- （2）社会福祉協議会業務に従事する者
- （3）その他地域福祉に関する業務に従事する者

（作業グループの設置について）

第5条 検討の推進にあたって、必要に応じて、懇談会と別に作業グループを設置することができる。ただし、作業グループの設置にあたっては、第4条に掲げる者等が出席することができる。

（開催期間）

第6条 懇談会の開催期間は、令和3年3月1日から令和4年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会 委員名簿  
 (民生委員児童委員のあり方に関する懇談会) (令和3年7月1日現在)

	所 属	氏 名	備 考
1	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (川崎中央)	平川 悦子	
2	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (川崎大師)	星川 美代子	
3	川崎市民生委員児童委員協議会副会長 (川崎田島)	相川 隆俊	
4	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (幸)	村田 清子	
5	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (中原)	田邊 静江	
6	川崎市民生委員児童委員協議会会長 (高津)	森 昭司	
7	川崎市民生委員児童委員協議会副会長 (宮前)	小谷田 實	
8	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (多摩)	近藤 充紀	
9	川崎市民生委員児童委員協議会副会長 (麻生)	今 富子	
10	川崎市民生委員児童委員協議会事務局長	杉浦 のぞみ	
11	(社福) 川崎市社会福祉協議会総務部長	高田 智幸	
12	(社福) 川崎市社会福祉協議会福祉部長	斎木 浩	

※敬称略

(事務局)

1	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室長	鹿島 智	
2	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当課長	久保 真人	
3	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当係長	真田 良子	(R3.7.1~)
4	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当係長	祢宜 正太郎	(~R3.6.30)
5	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室援護担当主任	松井 豊太	
6	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当	平井 香織	

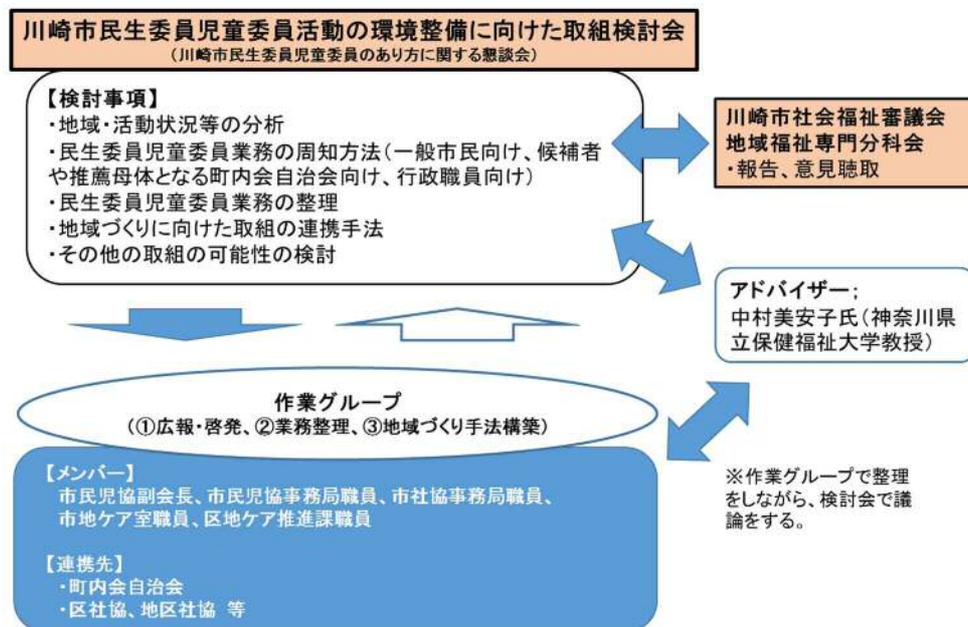
(作業グループ)

	所 属	氏 名	備 考
1	川崎市民生委員児童委員協議会副会長	相川 隆俊	
2	川崎市民生委員児童委員協議会副会長	小谷田 實	
3	川崎市民生委員児童委員協議会副会長	今 富子	
4	川崎市民生委員児童委員協議会事務局長	杉浦 のぞみ	
5	川崎市民生委員児童委員協議会	高橋 かおる	
6	(社福)川崎市社会福祉協議会福祉部地域福祉推進課長	織田 めぐみ	
7	(社福)川崎市社会福祉協議会福祉部地域福祉推進課	西田 圭佑	
8	川崎区地域みまもり支援センター地域ケア推進課主任	小沢 朋子	
9	高津区地域みまもり支援センター地域ケア推進課主任	佐藤 ひとみ	
10	麻生区地域みまもり支援センター地域ケア推進課主任	菊地原 理恵	
11	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長	久保 真人	
12	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当係長	真田 良子	(R3.7.1~)
13	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当係長	祢宜 正太郎	(~R3.6.30)
14	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室援護担当主任	松井 豊太	
15	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室振興担当	平井 香織	

※敬称略

【参考】

民生委員児童委員活動の環境整備に向けた検討体制



川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会の検討経過（令和3年度）

開催日時		主な内容
6月4日（金）	第1回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討について</li> <li>・地域・民生委員児童委員活動の状況等について</li> <li>・作業グループの検討の方向性について</li> </ul>
6月30日（水）	第1回取組検討会作業グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、業務整理、地域づくり連携手法構築について①</li> </ul>
7月7日（水）	第2回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業グループにおける検討状況について</li> <li>・民生委員児童委員活動の環境整備に向けた課題と方向性（1）</li> </ul>
7月21日（水）	「地域版活動強化方策」策定研修会（川崎市民児協主催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演「不安なく自己実現を楽しめる地域社会を築く - 活動強化方策の作成を通じて -」 東海大学工学部特任准教授 後藤純 氏</li> <li>・「地域版活動強化方策」策定の手順について</li> </ul>
7月29日（木）	第2回取組検討会作業グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、業務整理、地域づくり連携手法構築について②</li> <li>・民生委員児童委員活動の環境整備に向けた課題と方向性</li> </ul>
8月3日（火）	第3回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業グループにおける検討状況について</li> <li>・民生委員児童委員活動の環境整備に向けた課題と方向性（2）</li> </ul>
9月3日（金）	第4回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業グループにおける検討状況について</li> <li>・「民生委員児童委員活動の環境整備に向けて（中間とりまとめ）」について</li> </ul>
9月27日（月）	第3回取組検討会作業グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、業務整理について</li> <li>・地区民児協で支え合える仕組みづくりについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
10月5日（火）	第5回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、業務整理について</li> <li>・地区民児協で支え合える仕組みづくりについて</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
10月5日（火）	川崎市全町内会自治会役員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員児童委員活動の環境整備に向けて（中間とりまとめ）」に基づき、検討状況を報告</li> </ul>
10月21日（木）	第4回取組検討会作業グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発、業務整理について</li> <li>・地区民児協で支え合える仕組みづくりについて</li> <li>・配置状況の把握と担い手の確保について</li> </ul>
11月4日（木）	第6回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発</li> <li>・地区民児協で支え合える仕組みづくりについて</li> <li>・配置状況の把握と担い手の確保について</li> <li>・業務整理について</li> </ul>
11月10日（水）	令和3年度第1回川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員児童委員活動の環境整備に向けて（中間とりまとめ）」の報告・意見聴取</li> </ul>
12月3日（金）	第7回取組検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員児童委員活動の環境整備に向けて（取組検討会報告書）」について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

## 川崎市民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会における主な意見

### (民生委員児童委員の活動・役割の見直し検討)

- ・「民生委員児童委員＝集金事務をする」というイメージが浸透しているように思う。負担感は地域差・個人差があると感じる。
- ・「地区社協＝民生委員児童委員」と思われることがあり、募金・寄付活動は民生委員が実施するものと捉えられることもある。職域や学校での募金・寄付活動について、民生委員だけがやっているわけではないことがわかるように、社協から力添えしてもらいたい。
- ・募金、寄付活動は、区によって方法が異なる。社協は市で一本化されたので、各区の状況を調べてほしい。
- ・母子福祉関係の証明事務について、自分がよく知っている人が依頼に来てお互い気まずい思いをしたことがあった。
- ・アンケートで、研修開催回数についての質問に対し「出席することが大変」という意見もあれば「研修機会が少ないことが不満」という意見もあり、個人差があると感じる。

### (地区民生委員児童委員協議会で支え合える仕組み)

- ・新人のサポート体制の手厚さは、地区による。
- ・定例会について、昼の開催でも夜の開催でもそれぞれ出席が困難な人が出てくる。各地区の定例会で取り上げる議題について、共通事項があれば他の地区の定例会に出席することを東京都内で実施していると聞いているが、機能しているかはわからない。
- ・オンデマンドでの研修開催も検討すべき。

### (民生委員児童委員の配置状況)

- ・各地区の適切な定数を示してほしい。
- ・地域特性があるので、単純に世帯数を440で割った数が適切な定数とは言えない。
- ・欠員が生じている地区は、割り振れていない定数の分を増やすとさらに欠員が増えてしまう可能性がある。定数は町内会単位で調整する必要がある。区役所が町内会・自治会に積極的に説明することが重要であり、リーダーシップをとってほしいと思う。

### (担い手の確保策)

- ・地区世話人会の構成メンバーについても、町内会・自治会だけでなく、PTAのOBや子ども会、母親クラブなども入っているとよい。候補者探しのネットワークとなるほか、候補者になりそうな人が町内会・自治会に加入していない場合、声をかけることで町内会・自治会の加入率も向上するのではないかと。

### (民生委員児童委員の欠員に関すること)

- ・「民生委員の世話にはならない」という意識の人もいる。
- ・若者や若者向けマンションの増加に伴い、町の様子も変化した。欠員について町内会に話しに行っても民生委員の必要性が十分に伝わっていないケースも多い。

### (その他)

- ・民生委員の年齢が逆三角形の構造になっていることは深刻な問題。
- ・若い人は日中働いており、子どもがいると夜の定例会も出席できないことも多い。
- ・20年前と今では、児童虐待件数の増加など、社会情勢の変化により、仕事の量や質が異なっている。

民生委員児童委員活動の環境整備に向けて  
(川崎市民生委員児童委員の環境整備に向けた取組検討会報告書)

【発行年月】 令和4(2022)年1月発行  
【編集・発行】 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
TEL 044-200-2626  
FAX 044-200-3926  
E-mail 40keasui@city.kawasaki.jp